

学校における働き方改革に係る国の方針

* 中央教育審議会初等中等教育分科会 学校における働き方改革特別部会

学校における働き方改革に係る緊急提言(平成29年8月29日)

緊急提言

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること

①管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握すること

・自己申告方式ではなく、ICT、タイムカード等で勤務時間を客観的に把握

②教職員の休憩時間を確保すること

・緊急時の教育委員会への連絡方法の確保…留守番電話の設置、メールによる連絡対応
・部活動の指導体制…休養日の設定、部活動指導員の活用
・長期休暇期間の学校閉庁日の設定

2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと

①時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画の策定

②統合型校務支援システムの導入

③学校に対する依頼・指示の整理と精選

④給食費の公会計化、学校徴収金の口座振替納付

3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

①学校・教職員の勤務時間管理及び業務改善の推進

②「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進

・SC、SSW、支援員、事務作業サポート、部活動指導員、スクールロイヤー
* SC スクールカウンセラー * SSW スクールソーシャルワーカー

③学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)

教師の勤務実態については直ちに改善が必要な差し迫った状況→「今できることは直ちにやる」

1. 「学校における働き方改革」の背景・意義

①新学習指導要領の円滑な実施を通じた子どもたちの資質・能力の育成

②「日本型学校教育」と、学校が抱える課題の複雑化・多様化など

* 日本国学校教育 学習指導のみならず生徒指導等も行い、児童生徒の「全人格的」な完成を目指す教育

2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

学校における働き方改革は、各学校の校長、服務監督者の教育委員会、給与負担者である教育委員会、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの課題意識に基づいて、改革に向けた取組を実行しなければならない

(裏面つづく)

3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

検討の視点 ○本来は誰が担うべき業務であるか
○負担軽減のためにどのような適正化を図るべきか

- 3分類
- 基本的には学校以外が担うべき業務
 - 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ▼ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

業務内容	分類	担い手
①登下校に対する対応	●	地方公共団体・保護者・住民
②放課後から夜間見回り、補導時対応	●	警察・地域ボランティア・保護者等
③学校徴収金の徴収・管理	●	地方公共団体・事務職等
④地域ボランティアとの連絡調整	●	地域学校協働活動推進員等
⑤調査・統計等への回答	■	事務職員等
⑥児童・生徒の休み時間対応	■	事務職員等・地域ボランティア等
⑦校内清掃	■	地域ボランティア・民間委託等・事務職員等
⑧部活動	■	部活動指導員・外部人材活用等
⑨給食時の対応	▼	栄養教諭・地域ボランティア
⑩授業準備	▼	観察実験補助員・サポートスタッフ
⑪学習評価や成績処理	▼	サポートスタッフ
⑫学校行事の準備・運営	▼	事務職員・民間委託等・保護者
⑬進路指導	▼	事務職員・民間企業経験者・キャリアC
⑭要支援児童生徒・家庭への対応	▼	SC・SSW・特支センター・日本語支援員

学校における働き方改革に係る緊急提言

平成29年8月29日
中央教育審議会初等中等教育分科会
学校における働き方改革特別部会

現在、政府においては、我が国が健康寿命世界一の長寿社会を迎えており、政府全体の「人生100年時代」を見据え、誰もがより長いスパンで、人生を再設計できる社会を構想し、政府全体のグランドデザインを検討している。このような社会を構想する上で政策の主軸となるものは、まさしく「人づくり」であり、初等中等教育は、人間として、また、国民として共通に身に付けるべき基礎・基本を習得した上で、児童生徒が各自の興味・関心、能力・適性、進路等に応じて選択した分野の基礎的能力を習得することを役割とし、これらの検討・取組の基盤になるものと考えられる。

本年3月には、予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成するために学習指導要領等の改訂を行ったところであります。新学習指導要領等を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくことが必要不可欠である。そのためにも、教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。しかしながら、教員勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、「学校における働き方改革」を早急に進めていく必要がある。

政府全体で働き方改革に取り組んでいるところであるが、「学校における働き方改革」を進めるに当たっても、教職員一人一人の問題にとどめることは決してあつてはならず、国や地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの課題意識に基づいて、学校種による勤務態様の違いや毎日児童生徒と向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて、今回の働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を直ちに実行しなければならない。

本特別部会では、教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて「今できることは直ちに行う」という認識を教育に携わる全ての関係者が共有するとともに、必ず解決するという強い意識を持って、それぞれの立場から取組を実行し、教職員がその効果を確実に実感できるようにするため、今回、以下のとおり緊急提言をまとめたものである。

【緊急提言】

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること

教員が授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を構築することは、21世紀を生き抜く子供たちに必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくために必要不可欠である。その際、学校運営の持続可能性を高める観点からは、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、勤務環境を整備し、無制限無定量の勤務を是とするのではなく、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要がある。

このため、特に、校長や服務監督権者である教育委員会は、教職員の意識改革を図るためにも以下の取組を一層進めるとともに、給与負担者である教育委員会並びに国は、積極的に指導助言及び支援すべきである。

- ① 業務改善を進めていく基礎として、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握すること。勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務である。出退勤時刻の管理についてタイムカードや校務支援システム等を導入する学校が増加しているものの、文部科学省が実施した「教員勤務実態調査（平成28年度）（速報値）」によれば、教員の毎日の退勤時刻の管理について「タイムカードなどで退勤の時刻を記録している」と回答した学校は小学校で10.3%，中学校で13.3%，「校務支援システムなどＩＣＴを活用して退勤の時刻を記録している」と回答した学校は小学校で16.6%，中学校で13.3%にとどまっており、いまだ限定的である。こうした実態も踏まえ、服務監督権者である教育委員会は、自己申告方式ではなく、ＩＣＴやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるよう努めること。
- ② 教職員の休憩時間を確保すること。その上で、学校の諸会議や部活動等について勤務時間を考慮した時間設定を行うこと。教員の勤務時間外における保護者や外部からの問合せに対応するため、服務監督権者である教育委員会は、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法は確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応をはじめとした体制整備のための支援を講じること。部活動の適切な運営について、教員の負担軽減や生徒の

発達を踏まえた適切な指導体制の充実に向けて、休養日を含めた適切な活動時間の設定を行うとともに、部活動指導員の活用や地域との連携等必要な方策を講じること。長期休暇期間においては一定期間の学校閉庁日の設定を行うこと。また、こうした点について、PTA等の協力も得ながら、保護者や地域住民等の理解を得るための取組を進めること。

- ③ 管理職の役割分担を明確にするとともに、組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント研修を充実し、意識改革と実践力の向上を図ること。

2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと

学校の業務・教職員の業務が非常に多岐にわたり、業務負担が増大している中で、今後、本特別部会においても学校の業務や教職員の業務の範囲の明確化を行い、教職員が本来業務に集中できるような体制の検討を進める。あわせて、各教育委員会・各学校においては既に業務改善を進めているところもあるが、特に、以下の取組については、国及び地方公共団体において改めて積極的に進めていくべきである。

- ① 文部科学省が実施した「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成29年度）（速報値）」によれば、所管する学校に対する業務改善方針・計画等について、策定していると回答した教育委員会が都道府県で85.1%，政令市で55.0%，市区町村で7.6%にとどまっている状況である。学校における業務改善のためには教育委員会における取組が不可欠であるため、教育委員会は強い危機意識を持ち、学校現場とともに取り組む姿勢を示すべく、早急に所管する学校に対する、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定すること。
- ② 統合型校務支援システムの導入促進を図り、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化などを図るとともに、ICTを活用し、教材の共有化を積極的に進めること。その際、都道府県と域内の市区町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を推進することが重要である。
- ③ 文部科学省が実施した「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成29年度）（速報値）」によれば、教育委員会から学校に対して行っている調査・報告依頼の一か月間（調査対象：平成29年3月）のおおむねの案件数について、都道府県で46.8%，政令市で60.0%，市区町村で26.4%の教育委員会が、30件以上と回答している。文部科学省を中心に学校を対象として行う定期的な調査の精選を進めてきたが、国及び地方公共団体等においては、調査のみならず、学校に対する依頼・指示等について整理・把握し、その精選及び合理化・適正化を進めること。

- ④ 地方公共団体は、給食費の公会計化を進めるとともに、給食費をはじめとする学校徴収金について、口座振替納付等による徴収、教育委員会の責任の下、地域や学校の実情に応じて事務職員等を活用しながらの未納金の督促の実施等、教員の業務としないよう直ちに改善に努めること。
- ⑤ 本年4月に学校教育法等が一部改正され、事務職員の職務規定が見直された趣旨を踏まえ、副校長・教頭、教員と事務職員との間での業務の連携や分担の在り方を見直す等、事務職員を活用することで事務機能の強化、業務改善の取組を推進するよう努めること。

3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

学校における働き方改革を進めるためには、各教育委員会・各学校の働き方改革を推進する取組とともに、環境整備のための支援も必要不可欠である。

このため、関係団体等のヒアリング結果や本特別部会も含めた中央教育審議会における意見も踏まえ、以下に掲げるような支援策を早急に講じられるよう、平成30年度予算において取り組むべきである。

- ① 学校・教職員の勤務時間管理及び業務改善の促進
- ・学校現場の業務改善を加速するための実証研究やアドバイザー派遣の充実やこれらを通じた好事例の収集・発信及び普及啓発
 - ・統合型校務支援システムの導入促進
 - ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上及び学校支援の充実
 - ・給食費をはじめとする学校徴収金の公会計化の促進及び徴収・管理業務の負担軽減に向けた調査研究
 - ・地域の判断による年間を通じた業務の平準化への対応を含めた環境の改善のための空調設置等の施設整備の促進
- ② 「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進等
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて、課題を抱える学校への重点配置を含めた配置の促進、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
 - ・多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等を支援するスタッフの配置促進
 - ・教員の事務作業（学習プリント印刷や授業準備等）等をサポートするスタッフの配置促進
 - ・部活動指導員の配置促進及び部活動の運営に係る指針の作成
 - ・スクールロイヤーの活用促進に向けた体制の構築

③ 学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・教員1人当たり担当授業時数の軽減とそれに伴う授業準備の充実に向けた小学校における専科教員や中学校における生徒指導担当教員の充実（特に、小学校の中・高学年において授業時数が週1コマ相当増加する新学習指導要領の全面実施に向けた対応）
- ・校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な主幹教諭・事務職員などの充実による学校運営体制の強化

地域 保護者

- 学校支援地域本部事業など

教職員の 働き方改革

働き方改革

学校

- 業務マネジメント

行政

- 市の方針(国・県)
- ICT整備による業務改善
- 学校現場の負担軽減策

平成29年(2017年)12月12日

保護者の皆様

近江八幡市教育長 日岡 昇

教職員「働き方改革」にかかる取組について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨今、様々な職場における「働き方改革」に関する話題がメディア等で頻繁に取り上げられ、中でも公立小中学校教職員の超過勤務が世界的に見ても著しいことが明らかになりました。

本市が実施しました小・中学校教職員の時間外勤務調査(H29.4～10月)においても、いわゆる過労死ラインといわれる月80時間以上の時間外勤務を行っている教職員や、特に中学校では100時間を超える教職員がいることも確認しました。

すでに各学校において働き方や業務改善について取組を進めているところではありますが、本市教育委員会として、教職員が健康で生き生きと仕事に取り組むことが、多くの子どもたちと関わる時間を作り出すこととなり、本市の教育活動のより一層の推進に繋がるものと捉え、この度、下記のとおり教職員の超過勤務時間縮減に向けた取組を近江八幡市教職員「働き方改革」の一環として平成29年度第3学期より実施することにしました。

保護者の皆様方には、本取組の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

■学校業務全般について

定時退勤日（一週間の中で一日）を設定します。

- ・定時退勤日を学校ごとに設定し、原則午後6時に学校を閉めます。
- ・定時退勤日以外の日については、遅くとも原則午後8時には学校を閉めます。

■中学校の部活動指導について

1. 平日に休養日（ノーパーティー）を設けます。

2. 土曜日、日曜日に部活動を行う場合、いずれか一日を終日休養日とします。

3. 秋季大会終了後、原則として早朝練習は実施しません。

* 3学期の実施状況を検証し、来年度（平成30年4月以降）の取組については、後日お知らせします。